

じちろう団体生命共済 次期制度改定組織討議（案） <ダイジェスト版>

1. 現状 ※下記の数値は2015年度（2016年5月末）現在の実績

(1) **加入件数の減少**

- ・ 団体生命共済の契約者は34.9万人、2011年度の88%水準。
- ・ 団体生命共済の加入率（対組合員）は44%、2011年度より4%減少。

(2) **若年層の加入状況**

- ・ 30歳以下の団体生命共済加入率（対基本型）は22%にとどまる。
- ・ 現行メニューの保障・掛金について、若年層にとって高いことが要因の1つ。

(3) **退職年代の加入状況**

- ・ 58～60歳の団体生命共済の契約者3万人のうち、長期共済加入者は2万人。
- ・ 長期共済未加入者に対する退職後の受け皿制度の提供が求められている。

(4) **長期共済・退職後共済への移行状況**

- ・ 長期共済加入者における退職後共済への移行率は49%にとどまる。
- ・ 積立額が少ない場合、移行掛金の一括払込額が高額になることが要因の1つ。

2. 課題

(1) 前回2009年制度改定では、加入拡大を最重点項目として実施してきたが、加入状況の回復には至っていない。

(2) 前回改定から7年経過し、多様化する組合員ニーズへの対応が求められている。

(3) 若年層に加入拡大をはかるため、加入率50%未満の県に4段階掛金を適用し推進を強化したが、実績につながらない。制度面の改定以外に、自治労本部・県本部・単組と自治労共済本部による推進体制をこれまで以上に強化し、共済推進運動として取り組んでいくことが必要。

3. 制度改定の前提

(1) 全労済の次世代システムと職域統合システムが開発中であることから、システムに大きな影響を与えない改定とする。2段階・4段階掛金体系のあり方や性別・年齢層別掛金の導入検討など根幹的な改定は、次世代システム安定稼働後の次々期改定の課題とする。

(2) 全面的な掛金単価水準の見直しは行わず、現行掛金単価を維持することを基本とする

(3) 協力団体・単組の事務負担の増加を極力抑えることとする。

(4) 制度改定とあわせて、メニュー構成の標準化を進める。医療付帯は選択制を基本とし、交通災害共済や慶弔共済等の付帯については全労済各県本部と協議のうえ整理をはかる。

4. 改定内容

(1) **「若年層型」の新設**

- ・ 団体生命共済の通常メニューに加え、単組単位で新たに若年層型を設定。
- ・ 若年層型はコンパクトな保障内容で低廉な掛金とする（死亡100万～500万円、病気入院2,000～3,000円、掛金月額1,130～2,540円）。
- ・ 31歳未満の組合員は若年層型か通常メニューのいずれかに加入可能で、契約満了時（31歳更新時）には一律型へ切り替える。

(2) **「がん保障特約」の付帯**

- ・ がん保障ニーズをふまえ、全県の組合員と配偶者のメニューにがん保障特約を付帯し、がん保障のメイン制度として位置づける。
- ・ 保障内容はがん診断共済金とがん死亡共済金（1口10万円保障、60歳以下の掛金単価60円）。
- ・ 付帯基準は、若年層型では10万円、組合員一律型では20万円、それ以外の型では病気入院共済金日額の200倍を基本とする。

(3) **病気入院保障の充実**

- ・ 医療費の自己負担増加や高額保障ニーズに対応するため、メニュー構成において医療付帯は選択制を基本とする。
- ・ 病気入院共済金日額の最低型を2,000円から3,000円に引き上げ（現行2,000円メニューの取扱い県が対象）。
- ・ 病気入院共済金日額の最高額を現行10,000円から15,000円に引き上げ。また、病気入院の付帯基準は、現行の死亡共済金の1/1,000以下から2/1,000以下に拡大。

(4) **再任用・再雇用者のための掛金単価の引き下げなど**

- ・ 団体生命共済に継続加入しやすくするため、61歳～65歳の基本契約（死亡・重度障害保障）の掛金単価（1口10万円保障）を現行69円から60円に引き下げ。（約13%減）
- ・ 各県の61～65歳用メニューに保障額の小さい死亡300万円型を設定（すでに設定済みの県を除く）。

(5) **退職者のための「退職者団体生命共済」の新設**

① **退職者団体生命共済の新設**

- ・ 団体生命共済の退職後の受け皿制度として「退職者団体生命共済」を新設し、加入しやすい生涯保障制度を確立。
- ・ 在職中に団体生命共済に加入している55歳以上65歳以下の組合員と配偶者は、団体生命共済既加入額を限度として、健康状態に関わらず退職者団体生命共済に移行できる。
- ・ 保障内容は、死亡200万円～500万円、病気入院2,000円～5,000円、掛金月額は3,320円～8,300円（いずれも55歳～70歳）。
- ・ 掛金は月払い・口座振替で、最長80歳まで継続可能。

② **長期共済・退職後共済の取扱い**

ア. **退職者団体生命共済との並存**

- ・ 全労済本部は、退職者団体生命共済と長期共済・退職後共済の並存はできないとの見解を示してきたが、協議の結果、契約者保護のための特例措置として、退職者団体生命共済の導入から「一定期間」は、長期共済・退職後共済との並存が可能となった。
- ・ なお、「一定期間」については、長期共済既加入者の権利を確保する立場を基本に、次期制度改定後の加入状況や組織的な理解状況などをふまえて、次々期の制度改定に向けて全労済本部と検討・協議する。

イ. **長期共済加入者の加入選択**

- ・ 長期共済加入者は、従来からの基軸制度である退職後共済または新設した退職者団体生命共済のいずれかに移行できる。

在職時の加入状況	退職後の移行制度	
	現行	改定
団体生命共済	なし	退職者団体生命共済（月払い、口座振替）
団体生命共済＋長期共済	退職後共済（一時払い）	退職後共済（一時払い）または退職者団体生命共済（月払い、口座振替）

(6) **早期退職者のための移行要件の改善**

- ・ 従来、長期共済加入者には早期退職時の地域共済（せいめい共済・総合医療共済またはこくみん共済）への移行制度があったが、退職者団体生命共済の新設とあわせて、長期共済の加入有無を問わず、団体生命共済加入者は地域共済に移行可能とする（配偶者および子ども契約含む）。

5. 推進方針

(1) **各県のメニュー設定**

自治労共済本部は、自治労県本部・自治労共済県支部と十分に協議のうえ、各県の団体生命共済メニューを設定。

(2) **労働運動としての共済推進活動の確実な実行**

自治労の本部・県本部・単組の共済推進委員会を基軸として、自治労共済県支部・全労済各県本部と共同して組織強化と共済運動の一体的な展開を進める。

(3) **若年層への推進**

新設する若年層型や従来型メニューにより、新規採用者の80%以上加入をめざし、10年間で自治労職域全体の加入率を自治労組合員の60%に引き上げることを目標とする。

(4) **中堅層への推進**

継続募集やスポット募集を通して、団体生命共済と長期共済のセットによる「生涯にわたる総合保障」の仕組みについて組織的な理解の拡大をはかる。

(5) **再任用・再雇用者への推進**

61歳～65歳の再任用・再雇用期間も、引き続き団体生命共済と長期共済に継続加入することを基本とする。

(6) **退職者への推進**

再任用・再雇用終了後は、「団生＋長共」加入者は従来からの基軸制度である退職後共済に、「団生のみ」加入者は新設の退職者団体生命共済に移行することを基本とする。

6. 組織討議の進め方と実施予定時期

(1) **組織討議の進め方**

2017年	会議	内容
1月11日	第2回県本部代表者会議	組織討議案の協議・確認
4月20日		組織討議案の意見集約
4月28日	共済推進県本部代表者会議	制度改定案の協議・確認
7月31日	自治労共済本部代表者会議	制度改定案の協議・承認

(2) **実施予定時期**

① 制度改定は2018年7月発効以降の満期更新時より順次実施。

② 但し、退職者団体生命共済は2017年8月発効から先行実施。

< 1. 団体生命共済のメニュー全体イメージ >

【現行メニュー】

【追加契約】 死亡:最高5,000万円 入院:最高10,000円※① (一律契約を含めた最高限度)	【任意契約】 死亡:最高1,000万円 入院:最高10,000円※①
【一律契約】 死亡:600万~1,000万円 入院:2,000円~※①	

※① 入院保障=死亡保障の1/1,000付帯まで

【改定後メニュー】

【追加契約】 死亡:最高5,000万円 入院:最高15,000円※③ がん診断・死亡:最高300万円 (一律契約を含めた最高限度)	【任意契約】 死亡:最高1,000万円 入院:最高15,000円※③ がん診断・死亡: 最高300万円 300万円型の設定
【一律契約】 死亡:600万~1,000万円 入院:3,000円~※③ がん診断・死亡:20万円 31歳未満 (メニュー例参照)	

※② 31歳未満の組合員は若年層型または通常メニューのいずれかに加入

※③ 入院保障=死亡保障の2/1,000付帯まで

年齢層別掛金	41歳未満	41~51歳未満	51~61歳未満	61~66歳未満	年齢層別掛金	41歳未満	41~51歳未満	51~61歳未満	61~66歳未満 掛金単価引き下げ
	61歳未満			61~66歳未満		61歳未満			61~66歳未満 掛金単価引き下げ

	対象者	改定内容
①	若年層	「若年層型」の新設
②	全員	「がん保障特約」の付帯
③	全員	病気入院保障の充実 ア. 医療選択制メニューを基本 イ. 入院共済金日額の最低型の引き上げ (2,000円→3,000円) ウ. 入院共済金日額の限度額の拡大 (最高10,000円→15,000円、1/1,000→2/1,000付帯)
④	再任用・再雇用者 (61~66歳未満)	ア. 掛金単価の引き下げ イ. 死亡300万円型の設定

< 3. がん保障特約について >

(1) 保障内容

がん診断共済金 (1口10万円)	申込日から91日目以降の共済期間中、はじめてがんと診断されたときに支払う。 (生涯1回限りの給付)
がん死亡共済金 (1口10万円)	<申込日後にがんに罹患した場合> 申込日から91日目以降の共済期間中、がんにより死亡したときに支払う。
	<申込日以前にすでにがんに罹患していた場合> ①申込日から91日目以後の共済期間中、かつ発効日から1年以内にがんに死亡したとき、がん死亡共済金の10%を支払う。 ②発効日から1年経過後にがんに死亡したとき、がん死亡共済金(100%)を支払う。

(2) 掛金単価 (1口あたり)

本人・配偶者 60歳以下:60円、61歳~65歳:130円、子ども:10円

(3) 付帯基準

全員の組合員と配偶者のメニューに下表のとおり付帯する。

子どもメニューへの付帯有無は、県単位で選択可能。(すでにがん保障特約を付帯している福岡・鹿児島は除く)

続柄	型メニュー	付帯口数
組合員 (60歳以下)	若年層型	10万円 (1口) を付帯
	一律型	20万円 (2口) を付帯
	医療コース	病気入院共済金日額の200倍付帯が基本 例. 入院共済金日額5,000円の場合、100万円 (10口) (県単位に100倍以上200倍未満での付帯も可)
組合員 (61~65歳) 配偶者 (全年齢)	一番低い医療コース	20万円 (2口) を付帯
	上記以外の医療コース	病気入院共済金日額の200倍付帯が基本 (県単位に100倍以上200倍未満での付帯も可)
子ども	全ての医療コース	コースごとに10万円 (1口) ~300万円 (30口) 付帯

< 2. 若年層型について >

(1) 若年層型のメニュー案

D案 (死亡200万円、入院3,000円) を推奨型とする。

案	掛金	基本契約		災害特約		新災害入院特約		新病気入院特約		成人病入院特約	手術特約	傷病諸費用特約			がん保障特約
		死亡 重度障害	不慮の事故 死亡	不慮の事故 身体障害	不慮の事故 入院(日額)	不慮の事故 通院(日額)	病気 入院(日額)	病気 通院(日額)	成人病 入院(日額)	手術	疾病障害 疾病診断	臓器提供 手術	診断書料 補助	がん診断 がん死亡	
A案	1,130	100万 (10口×23円)	200万 (10口×4円)	100万~4万	2,000 (20口×6円)	1,000 (20口×17円)	2,000 (20口×17円)	1,000 (0口×5円)	付帯なし	8万・4万・2万 (20口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	
B案	1,460	100万 (10口×23円)	200万 (10口×4円)	100万~4万	3,000 (30口×6円)	1,500 (30口×17円)	3,000 (30口×17円)	1,500 (0口×5円)	付帯なし	12万・6万・3万 (30口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	
C案	1,400	200万 (20口×23円)	400万 (20口×4円)	200万~8万	2,000 (20口×6円)	1,000 (20口×17円)	2,000 (20口×17円)	1,000 (0口×5円)	付帯なし	8万・4万・2万 (20口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	
D案 推奨	1,730	200万 (20口×23円)	400万 (20口×4円)	200万~8万	3,000 (30口×6円)	1,500 (30口×17円)	3,000 (30口×17円)	1,500 (0口×5円)	付帯なし	12万・6万・3万 (30口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	
E案	1,670	300万 (30口×23円)	600万 (30口×4円)	300万~12万	2,000 (20口×6円)	1,000 (20口×17円)	2,000 (20口×17円)	1,000 (0口×5円)	付帯なし	8万・4万・2万 (20口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	
F案	2,000	300万 (30口×23円)	600万 (30口×4円)	300万~12万	3,000 (30口×6円)	1,500 (30口×17円)	3,000 (30口×17円)	1,500 (0口×5円)	付帯なし	12万・6万・3万 (30口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	
G案	2,210	500万 (50口×23円)	1,000万 (50口×4円)	500万~20万	2,000 (20口×6円)	1,000 (20口×17円)	2,000 (20口×17円)	1,000 (0口×5円)	付帯なし	8万・4万・2万 (20口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	
H案	2,540	500万 (50口×23円)	1,000万 (50口×4円)	500万~20万	3,000 (30口×6円)	1,500 (30口×17円)	3,000 (30口×17円)	1,500 (0口×5円)	付帯なし	12万・6万・3万 (30口×10円)	50万 (10口×14円)	10万	5,000	10万 (1口×60円)	

※ 福岡・鹿児島では「がん保障特約」(3口180円)が付帯される

(2) 若年層型の新規加入要件

- 加入年齢は発効日現在31歳未満とする。
- 31歳未満の組合員は若年層型または通常メニューのいずれかに加入できる。
- 加入時の健康告知は、通常メニューの一律型と同様の取扱いとなる。

(3) 若年層型から一律型への切り替え

- 契約満了時(31歳更新時)、健康状態に関わらず、一律型に切り替わる。
- 31歳未満の任意のタイミングで、若年層型から一律型に型上げする場合の健康告知は、通常メニューの一律型と同様の取扱い。

(4) 若年層型の設定方法

- 若年層型のメニューはA案~H案のいずれか1つを、県単位で選択(一律型の基本契約・特約付帯口数を超えることは不可)。
- 若年層型は単組単位で導入可能とし、以下の考え方にに基づき、自治労県本部、単組、自治労共済本部(県支部・共済本部)間で協議・決定。

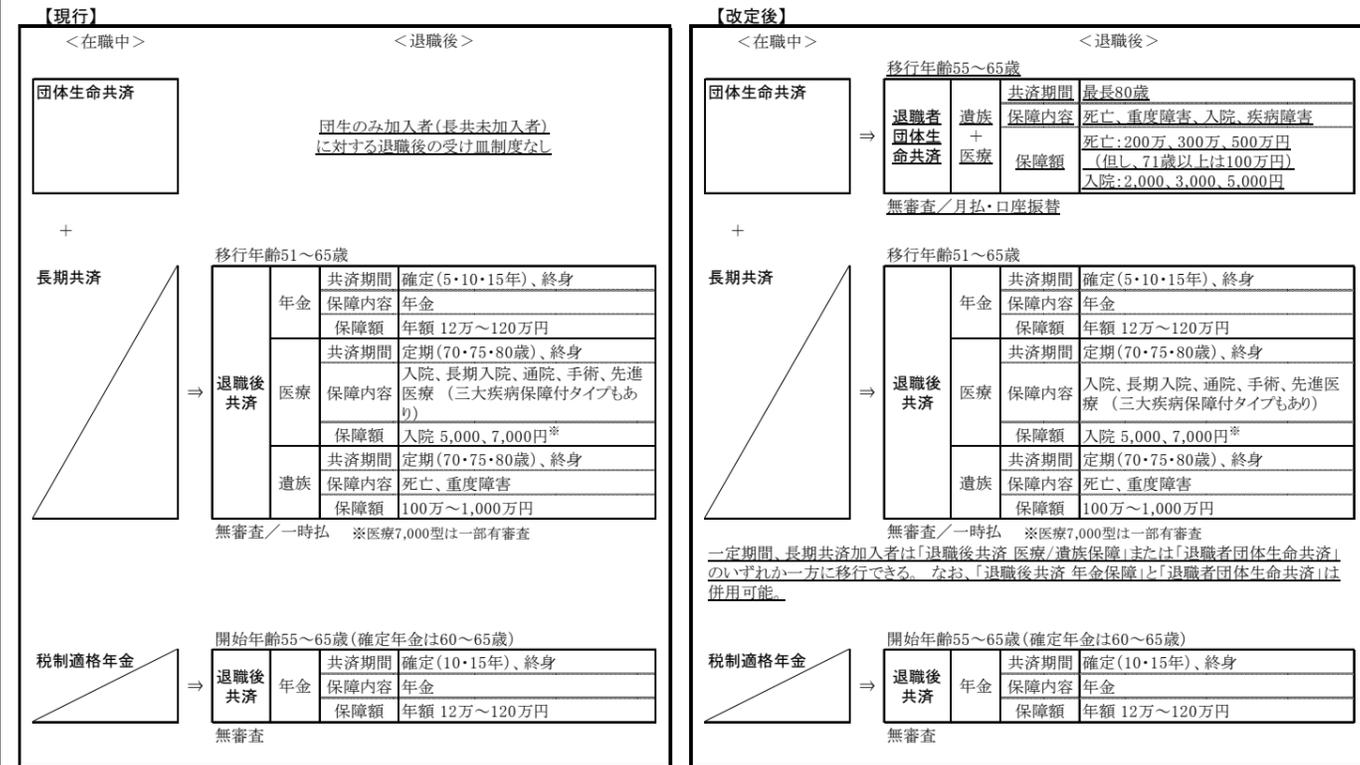
新入組合員の 団体生命新規加入率	若年層型の導入判断
80%未満の単組	導入できることとし、新入組合員の団体生命共済新規加入率80%以上を目標とする。
80%以上の単組	現在、通常メニューで推進がはかられていることから、原則として導入しないものとする。(導入を希望する場合は、自治労県本部、単組、自治労共済本部(県支部・共済本部)間で協議・決定)

(5) その他

- 若年層型の推進方針
推進上、原則として通常メニューの既加入者は若年層型に型下げできないこととする。
- 長期共済、税制適格年金の取扱い
若年層型加入者も長期共済、税制適格年金を利用することができる。
- 配偶者・子どもが団体生命共済に加入する場合の取扱い
配偶者・子どもが団体生命共済に加入する場合には、組合員の保障額を上回ることができないことから、組合員は通常メニューに加入することとする。

< 4. 退職後保障の全体イメージ >

- (1) 在職中に団体生命共済に加入している 55 歳以上 65 歳以下の組合員と配偶者は、団体生命共済既加入額を限度として、健康状態に関わらず（無審査で）退職者団体生命共済に移行できる。
- (2) 長期共済加入者は従来からの基軸制度である退職後共済（医療・遺族）、または新設した退職者団体生命共済のいずれかに移行できる。
- (3) なお、退職後共済の年金保障と退職者団体生命共済は併用可能。



< 5. 退職者団体生命共済について >

- (1) 制度の概要
 - ① 退職者団体生命共済は、団体生命共済に加入している組合員と配偶者の退職後の受け皿制度。
 - ② 保障内容は、死亡、重度障害、入院、疾病障害、ドナー手術のみ。
 - ③ 健康状態に関わらず、団体生命共済既加入額（死亡保障と入院保障）を限度として移行できる。
 - ④ 共済期間は1年で、最長80歳まで継続できる。
 - ⑤ 掛金は月払い、口座振替。
- (2) 移行要件
 - ① 退職により団体生命共済を継続することができない場合、退職者団体生命共済に移行できる（再任用・再雇用者で団体生命共済を継続できる場合を除く）。
 - ② 移行できる方は、団体生命共済の死亡保障 200 万円以上・入院保障 2,000 円以上に加入している 55 歳以上 65 歳以下の組合員または配偶者。
 - ③ 配偶者のみ移行することはできない。ただし、組合員が移行する前に配偶者が団体生命共済の満了年齢（65 歳）に達した場合は、組合員に先行して移行することができる。

(3) 保障内容・掛金

- ① 退職者団体生命共済の掛金は 55 歳以上 70 歳以下、71 歳以上 80 歳以下の 2 段階掛金。
- ② 55 歳以上 70 歳以下の型メニューは死亡 200 万・300 万・500 万と入院 2,000 円・3,000 円・5,000 円を組み合わせたもの、また、71 歳以上 80 歳以下の型メニューは死亡 100 万と入院 2,000 円・3,000 円・5,000 円を組み合わせたものとなる。

< 組合員・配偶者 55歳～70歳 >

型名	月払掛金	死亡 重度障害	災害入院	病気入院	疾病障害	ドナー手術
総合2-2型	3,320	200万	2,000	2,000	8万	2万
総合3-2型	4,510	300万	2,000	2,000	8万	2万
総合5-2型	6,890	500万	2,000	2,000	8万	2万
総合2-3型	3,790	200万	3,000	3,000	12万	3万
総合3-3型	4,980	300万	3,000	3,000	12万	3万
総合5-3型	7,360	500万	3,000	3,000	12万	3万
総合2-5型	4,730	200万	5,000	5,000	20万	5万
総合3-5型	5,920	300万	5,000	5,000	20万	5万
総合5-5型	8,300	500万	5,000	5,000	20万	5万

< 組合員・配偶者 71歳～80歳 >

型名	月払掛金	死亡 重度障害	災害入院	病気入院	疾病障害	ドナー手術
総合1-2型	5,310	100万	2,000	2,000	8万	2万
総合1-3型	6,180	100万	3,000	3,000	12万	3万
総合1-5型	7,920	100万	5,000	5,000	20万	5万

< 6. 早期退職者の受け皿制度について >

- (1) 団体生命共済に加入している組合員で、退職者団体生命共済の移行年齢に達しない 55 歳未満の早期退職する場合、下表のとおり、地域共済に移行できる取扱いとする。
- (2) 現行、団体生命共済および長期共済に加入している組合員の早期退職の取扱いについても、下表のとおり整理をはかる。

	現 行	改 定
移行対象者	① 団体生命共済および長期共済に加入している組合員で、退職後共済の移行年齢に達しない <u>51 歳未満</u> の早期退職者 ② 団体生命共済に加入している上記組合員の配偶者と子ども	① 団体生命共済に加入している組合員で、退職後共済の移行年齢に達しない <u>55 歳未満</u> の早期退職者 ② 団体生命共済に加入している上記組合員の配偶者と子ども
移行制度	団体生命共済既加入額を限度に、健康状態に関わらず、以下の制度に移行できる。 ① せいめい共済（定期／終身生命プラン） ② 総合医療共済（定期医療プラン） ③ こくみん共済	団体生命共済既加入額を限度に、健康状態に関わらず、以下の制度に移行できる。 ① せいめい共済（定期／終身生命プラン） ② 総合医療共済（終身医療プランベーシックタイプ） ③ こくみん共済
移行要件	団体生命共済に 2 年以上継続加入していること	団体生命共済に 2 年以上継続加入していること

※1 団体生命共済既加入額は、自治労共済本部と全労済都道府県本部の契約実績を合算した額。

※2 こくみん共済へ移行する場合、せいめい共済・総合医療共済との併用はできない。